

重要

令和元年12月2日

保護者の皆様

都城市立庄内中学校
校長 谷口 千尋

インフルエンザについて（お知らせ）

厳寒の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、インフルエンザの流行する季節になりました。11月後半から都城市内で、インフルエンザの発生が見られ、今後流行の心配もあります。インフルエンザは第2種の伝染病に分類され、学校では出席停止となります。

つきましては、以下の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

1 予防について

- 流行の場合はマスクを着用する。
（各家庭で準備し、鞄の中に常備するようお願いします。）
- せきエチケットを守る。咳が出るときには必ずマスクをする。
（咳やくしゃみが出そうになったら、ハサカやティッシュペーパー等で口と鼻をおおう。）
- 石けんによる十分な手洗いとうがいを行う。
- 十分な睡眠とバランスの取れた食事をとる。

2 家を出る前の健康観察

- 発熱はないか。
- インフルエンザの症状はないか。
（急な発熱、筋肉痛、関節痛、強い寒気 鼻水、のどの痛み、咳など）

インフルエンザが疑われる場合、無理して登校せず、早めの受診をお願いします。

3 連絡先の確認

子どもさんの体調の急変などの場合は、学校から保護者へ連絡を行います。**緊急連絡先に変更がありましたら、必ず担任までお知らせください。**

4 インフルエンザと医師に診断された場合

学校へ連絡をお願いします。 (庄内中学校 TEL 37-0526)

- ・ 受診した病院
- ・ インフルエンザの検査結果、A型、B型
- ・ 症状（発熱）が出た日

※ 上記について確認しますので、必ずお知らせください。

5 出席停止の期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※ 裏面の出席停止期間をご覧ください。

裏面もご覧ください

インフルエンザが出席停止期間早見表

都城市立庄内中学校

- 自宅療養期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」(学校保健安全法施行規則第十九条)
- 発症した日は、病院を受診した日ではなく、発熱等のインフルエンザの症状が始まった日であり、0日目として捉える。
- 発症した日から数えると、最短でも6日間の出席停止が必要であり、その後は、解熱した日にによって出席停止期間が順次延期されていく。

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後	
発症後 1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		出席停止	出席停止	登校可能
発症後 2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱		出席停止	出席停止	
	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	出席停止	出席停止	登校可能
発症後 3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	出席停止	出席停止	
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	出席停止	出席停止	登校可能
発症後 4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	出席停止	出席停止	出席停止
発症後 5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱後 1日目	
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	出席停止	出席停止